

議案第 10 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

軽自動車税における環境性能割について、非課税の範囲を、当分の間、千葉県が定める範囲に合わせるため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和４５年君津市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条の１１の２の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第１０条の１１の３ 県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第８７条の２の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u> <u>第 1 0 条 の 1 1 の 3 県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第 8 7 条 の 2 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u>	附 則